

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

整理番号	180
(管理番号	180)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	01_土地利用(農地除く)

## 提案事項(事項名)

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式の見直し

## 提案団体

岡山県

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8第1項)について、届出に記載された伐採する森林の所在場所や森林所有者の情報等(以下「伐採関連情報」という。)を、計画的に地域の森林整備を行う森林組合などの森林経営計画作成者(以下「森林経営計画作成者」という。)へ提供できるようにするため、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

森林所有者や立木を買い受けた者などが、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合は、市町村長に、伐採関連情報を記載した「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが義務付けられている。

### 【支障事例】

森林経営計画作成者(伐採事業者とは異なることが多い)から、伐採後適切に造林がなされていない森林等について問合せや再造林の申し出があった際、上記届出により市町村が取得した伐採関連情報(個人情報を含む)を森林経営計画作成者に共有できないため、再造林が実施されなかったり、再造林が遅れ、再度、支障木整理の必要(森林所有者の追加の費用負担)が生じたりするなど、支障が出ている。

### 【支障の解決策】

そこで、届出書に個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することで、森林経営計画作成者へ円滑に伐採関連情報を提供できるようになり、上記の支障が解決すると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の一部地域において、県外の伐採事業者が人工林の伐採を行い、林業適地にも関わらず、天然更新するとして再造林されず、放置されている事例が発生している。

そのため、県内の複数の森林組合から、伐採関連情報を提供できるようにしてほしいとの要望を受けている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

伐採関連情報が森林経営計画作成者に提供されることで、迅速かつ計画的な再造林の実施、再度の支障木整理の不要化による森林所有者の負担軽減、森林経営計画作成者からの問合せ減による市町村事務の効率化を図ることができる。

特に当県においては、森林クラウドによる情報整備を図っていることから、森林クラウドを通して伐採関連情報を森林経営計画作成者に共有できれば、より迅速に再造林を実施できるようになる。

## 根拠法令等

森林法第 10 条の8第1項、森林法施行規則第9条、森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和 37 年7月2日農林水産省告示第 851 号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、浜松市、高知県、熊本市

○当県では、県と市町村等による増産・再造林推進協議会を県内6地域に設置し、原木の増産及び再造林の推進に取り組んでいる。再造林の推進に当たっては、「伐採及び伐採後の造林の届出書」に人工造林を計画していない森林所有者に対しアプローチをしていく必要があるが、個人情報の取扱い上、他の目的に使用することができない。

そのため、市町村において、森林所有者等から「伐採及び伐採後の造林の届出書」が提出された際に、同協議会が再造林の推進のために当該情報を利用することについて同意する旨の確認書の提出を併せて依頼し、この確認書に基づき、同協議会を通じて対象地の情報を再造林を行う事業者に繋げ、森林所有者に対し再造林の必要性や補助金の活用等の情報を提案するなど、再造林につなげる取組を行っている。

こうした取組を進めていく上においても、市町村及び森林所有者等の事務負担が多くなっており、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式に、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄が設けられれば、事務の軽減が図られ課題解決につながると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

「伐採及び伐採後の造林の届出書」では、市町村森林整備計画の実現に向け森林の立木の伐採等の実態を把握する観点から、森林の所在場所や伐採・造林の方法等を記載することとしており、具体的事項は、森林法施行規則に基づく告示様式の中で規定している。

一方、伐採造林届出制度は、市町村の自治事務であるため、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であり、既に宮崎県延岡市をはじめ複数市町村では、個人情報を含む伐採関連情報の第三者への提供について同意を示す欄を告示様式に追加している。

この点について、全国の市町村に周知するため、本年度中に関係通知を改正し発出する考えである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「伐採及び伐採後の造林の届出書」について、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であること、またこの点について、全国の市町村に周知するため、本年度中に関係通知を改正し発出する考えであること、ありがたく受け止めている。

周知に当たっては、参考として、告示様式を変更している具体の事例を紹介することについても御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

「伐採及び伐採後の造林の届出書」について、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能である旨、関係通知を改正し周知する際には、当該事項を追加している具体の事例について紹介したい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【農林水産省】

(5) 森林法(昭26法249)

(ii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

・市町村が任意で伐採造林届出書に記載事項を追加できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。